

立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 17 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣
府令の整備等に関する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 3 号）の公布による。

立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用して いる乳児又は幼児（満3歳に満たない者とし、法第6条の3第9項第 2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の <u>定め</u>に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のもの について保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の<u>定めに基づき保 育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場 合は</u>、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛 生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員 （家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」とい う。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、 心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居 宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、 第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条 並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児 に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等によ る保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育 基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める 学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は</p>	<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用して いる乳児又は幼児（満3歳に満たない者とし、法第6条の3第9項第 2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の <u>規定</u>に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のもの について保育を行う場合は、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」と いう。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切 な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的 保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提 供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するも のとする。</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居 宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、 第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条 並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児 に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等によ る保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育 基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める 学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は</p>

保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 ……略……

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次の各号に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認める者を第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

（運営規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 ……略……

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次の各号に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認める者を第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

（運営規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) ……略……

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) ……略……

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) 及び 小規模保育事業C型 (満3歳以上限定小規模保育事業を除く。) とする。

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所A型」という。) の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ……略……

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は 前号に掲げる 幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3)及び(4) ……略……

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号に掲げる 幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号に掲げる 幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6)及び(7) ……略……

(職員)

第29条 ……略……

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) ……略……

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 (法第6条の3第10項第2号又は第3号の定めに基づき受け入れる場合

(1)～(5) ……略……

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) ……略……

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型 及び 小規模保育事業C型 とする。

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所A型」という。) の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ……略……

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は 前号の 幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3)及び(4) ……略……

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の 幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の 幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6)及び(7) ……略……

(職員)

第29条 ……略……

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) ……略……

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次

に限る。次号において同じ。)

(4) ……略……

3 ……略……

(職員)

第31条 ……略……

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は、保育士とする。

(1)及び(2) ……略……

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の定めに基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) ……略……

3 ……略……

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ……略……

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号に掲げる幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3)及び(4) ……略……

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号に掲げる幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号に掲げる幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6)及び(7) ……略……

(利用定員)

号において同じ。)

(4) ……略……

3 ……略……

(職員)

第31条 ……略……

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は、保育士とする。

(1)及び(2) ……略……

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) ……略……

3 ……略……

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ……略……

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3)及び(4) ……略……

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6)及び(7) ……略……

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の定めにかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに定めるその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
……略……	……略……

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ……略……
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号に掲げる幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号に掲げる幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) ……略……
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の定めに基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
……略……	……略……

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ……略……
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) ……略……
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、

屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号に掲げる幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号に掲げる幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(7) 及び (8) ……略……

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条 ……略……

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一つの保育所型事業所内保育事業所につき 2 人を下回ることはできない。

(1) 及び (2) ……略……

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の定めに基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) ……略……

3 ……略……

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 ……略……

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち 6 割以上は、保育士とする。

(1) 及び (2) ……略……

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の定めに基づき受け入れる場合に限る。次

屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(7) 及び (8) ……略……

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条 ……略……

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一つの保育所型事業所内保育事業所につき 2 人を下回ることはできない。

(1) 及び (2) ……略……

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) ……略……

3 ……略……

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 ……略……

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち 6 割以上は、保育士とする。

(1) 及び (2) ……略……

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次

号において同じ。)

(4) ……略……

3 ……略……

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。））」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。））」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に定める事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

号において同じ。)

(4) ……略……

3 ……略……

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。））」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。））」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。））」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する次号」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に定める事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の規定による確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の規定による確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。